

## 個人事業者の記帳の概況(税務調査の対象者)

- 記帳水準が低いほど税務調査において「記帳不備」と指摘される割合は高まり、白色申告者では7割を超える状況。
- 白色申告及び簡易簿記は、資産項目の異動が記帳されておらず、申告漏れが生ずる可能性が高い。
- 一方、青色申告（正規の簿記）は、資産項目の異動が記帳されており、所得額を資産項目から検証することが可能。納税者にとって申告漏れの防止につながるメリットがある。
- 例えば、商品を現金で販売したことによる売上を記帳し忘れた場合、商品の減少や現金の増加などの資産項目の異動状況から、売上の記帳漏れを把握することが可能。

### 税務調査において「記帳不備」と確認された者の割合

| 記帳形式 |      | 28年7月～29年6月<br>調査分 | 29年7月～30年6月<br>調査分 | 30年7月～元年6月<br>調査分 |
|------|------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 青色申告 | 正規簿記 | 6.2%               | 6.3%               | 6.2%              |
|      | 簡易簿記 | 22.0%              | 22.4%              | 22.5%             |
| 白色申告 |      | 73.0%              | 73.8%              | 74.2%             |

(参考) 「記帳不備」

実地調査において、(A) 記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間（おおむね3か月程度以上）遅滞している場合、(B) 記帳が全くされていない場合、又は(C) 帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合と確認された事例を指す。

(出所) 国税庁調

## 記帳水準の向上と税務行政の効率化

- 正規の簿記による記帳は、資産項目の異動が記帳されており、申告漏れなどを税務調査で把握することが比較的容易。
- 記帳水準の向上は、適正申告者の増加や税務調査の効率化など税務行政の効率化にも寄与。

| 納税者の類型                |              | 適正な記帳や申告に対する意識がある   | 適正な記帳や申告に対する意識がない   |
|-----------------------|--------------|---|---|
| 記帳水準<br>が高い<br>(正規簿記) | 納税者の<br>イメージ | <ul style="list-style-type: none"> <li>日々継続的に正確な記帳を行い、適正な申告を行っている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>記帳水準は高いが不適正な申告を行っている。<br/>(二重帳簿や簿外口座などによる仮装隠蔽)</li> </ul>  |
|                       | 税務調査<br>での対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>うっかりミスや法令上の取扱いの誤りがないか、帳簿書類を通じて申告の適正性を比較的容易に確認可能。</li> <li>税務調査に要する時間や労力は少ない。</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>帳簿に記載のない資産を把握した場合に、仮装隠蔽の認定が比較的しやすい。</li> <li>税務調査に要する時間や労力は比較的多い。</li> </ul>   |
| 記帳水準<br>が低い           | 納税者の<br>イメージ | <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な申告をしなければならないという意識はあるものの、事業が忙しく、正規の簿記では帳簿を作成できていない。書類の保存も不完全。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>帳簿を作成せず、書類も破棄している。税務調査にも非協力。</li> </ul>  |
|                       | 税務調査<br>での対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告漏れが生じやすく、調査での確認事項が多くなる。</li> <li>真実の所得額を把握するため、保存のあった書類の調査や納税者への聴き取りが必要。</li> <li>税務調査に要する時間や労力は多い。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>真実の所得額を把握するため、取引先や銀行に反面調査を行うほか、必要に応じ推計課税。</li> <li>税務調査に要する時間や労力は多大。</li> <li>帳簿書類の破棄(仮装隠蔽)と不作成・不保存との区別が困難であることから、重加算税が賦課できない場合も存在。</li> </ul> |

# 議論の概要と今後の論点(国税・地方税)

(令和2年10月16日専門家会合 財務省・総務省資料抜粋)

## 国税における税務手続の電子化について

### 【1 電子申告(e-Tax)の状況】

- e-Tax利用率については、個人・法人とも近年堅調に増加傾向にある。
- 大法人については、令和2年4月1日以後開始する事業年度からは法人税等の電子申告が義務化。将来的には中小法人を含めた法人税等の電子申告割合100%を目指す。
- 所得税申告におけるe-Tax利用率は59.9%(令和元年度)。特にニーズの強い基本的な類型から国税庁HPの確定申告書作成コーナーにスマートフォン専用画面を開設、利用対象を順次拡大している。

### 【2 電子帳簿保存法関係】

- 電子帳簿保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。大企業では多く利用されているが、中小企業・個人事業者の利用は低調。その一方で、実態としては中小事業者(個人を含む)でも電子的に帳簿作成している者が相当程度の割合存在しているほか、雇用的自営と呼ばれる事業者も増加傾向。
- 生産性向上や正確性の観点からは電子的な領収書等の授受が望ましいが、紙の領収書等を授受する商慣行が存在することを前提に、スキャナ保存制度の要件緩和・対象拡大を行ってきている。

### 【今後の主な論点】

- ✓ 中小法人における電子申告の更なる利用率向上のため、高い税理士関与割合を踏まえ、税理士会とより一層の連携を図るなど、より効率的かつ効果的な利用促進策が必要ではないか。
- ✓ ①記帳水準の向上を図る観点から、電帳法の要件を満たす信頼性の高い記帳を推進していく一方で、②中小事業者への電子的な帳簿作成の広がりやギグワーカー等の増加に鑑みて、低コストの電子記帳の利用可能性(法的安定性の付与)を考える必要はないか。
- ✓ 紙の領収書等を授受する商慣行が存在することを前提に、スキャナ保存制度における信頼性確保のための要件については、紙原本によるチェックを極力縮小していきつつ、代替となる改ざん抑止措置を検討すべきではないか。

## 事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上について

### 【1 個人事業者の状況】

- 個人事業者数は全体として減少傾向。特に小売、飲食業、理美容業などの伝統的自営業が減少。一方、フリーランスや副業など、確定申告を要する者は増加傾向。
- 個人事業者(事業収入を有する者)のうち、青色申告6割(正規簿記3割、簡易簿記3割)、白色申告4割。
- 白色申告者の9割以上は事業収入1,000万円以下の小規模事業者であり、約半数は60代以上の高齢者。
- 記帳・帳簿書類の保存は平成26年以降義務化されているものの、十分履行されているとは言いがたい。

### 【2 記帳水準向上の必要性とクラウド会計ソフトの発達】

- 適正な記帳は経営の効率化に資するなど、事業経営における日々の記帳の重要性が高まっている。また、個々の事業者の経営の効率化は社会全体の生産性向上にもつながる。
- 記帳水準の向上により、納税者自身が所得額と税額を正しく計算し検証できるようになるとともに、税務行政の効率化にもつながる。
- クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用をかけずに簡単に記帳できる環境が整ってきている。

### 【今後の主な論点】

- ✓ 個人事業者全体の記帳水準について、ICT等の活用を通じて、どのように底上げを図るか。そのための環境整備をどのように図るか。
- ✓ 特に、現在、低い記帳水準(白色申告、簡易簿記・現金主義)にとどまっている個人事業者を、どのように上位の記帳水準(正規簿記)へと促すか。
- ✓ 中長期的な記帳・帳簿書類保存制度のあり方

## 地方税における税務手続の電子化について

### 【1 eLTAXの状況】

- eLTAXの利用率については、各税目とも近年堅調に増加傾向にある(例:法人事業税73.7%、個人住民税(給与支払報告書)47.1%(令和元年度))。
- 地方税共通納税システムが令和元年10月に稼働し、主として法人向けの税目について、全ての地方団体に対し電子納税が可能となっている。令和2年度税制改正において、対象税目に個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を追加。
- 個人住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、平成28年度課税分から電子的な通知が可能となっている。一方、特別徴収税額通知(納税義務者用)については、書面により通知されている。

### 【2 自動車税等関係手続】

- 自動車税関係手続については、既に44都道府県でオンラインで行うことが可能となっている。一方、軽自動車税関係手続については、現時点でオンライン化が実現していない。

### 【今後の主な論点】

- ✓ 地方税共通納税システムについては、利便性の向上等の観点から、対象税目の拡大が必要ではないか。
- ✓ 特別徴収税額通知(納税義務者用)については、地方団体及び特別徴収義務者の理解を得ることに留意しつつ、個人情報 の適正な取扱いを確保した上で、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対してeLTAXを経由し送付する仕組みを速やかに導入すべきではないか。
- ✓ 自動車税関係手続のオンライン化について、早期に全都道府県での導入を実現するとともに、軽自動車税関係手続についてもオンライン化を進めることが必要ではないか。
- ✓ 納税者や地方団体の負担軽減に資する地方団体の税務システムの標準化を進めていくことが必要ではないか。